

3月開催オークションの自動車税預かり保証金の取り扱いについて

3月開催分の自動車税預かり保証金の取り扱いは下記の通りになります。

書類・名変 期限	預かり保証金	
	普通車	軽自動車
3月末日迄	令和8年度1年分預かり 名変コピー到着後、全額落札店様へ返金させていただきます。	一律15,000円預かり 名変結果到着後、全額落札店様に返金させていただきます。
4月末日迄	令和8年度1年分預かり 【移転登録の場合】 3月移転登録・・・全額落札店様へ返金 4月移転登録・・・全額出品店様へお支払い 【抹消登録の場合】 3月抹消登録・・・全額落札店様へ返金させていただきます。 4月抹消登録・・・1ヶ月分を出品店様へ、残額を落札店様へ返金させていただきます。	一律15,000円預かり 【3月登録の場合】 名変結果到着後、全額落札店様へ返金させていただきます。 【4月登録の場合】 令和8年度分自動車税を出品店様へ、残金を落札店様へ返金させていただきます。

☆自動車税未納ペナルティについて

自動車税が未納で落札店に不利益(車検が受けられない及び名義変更ができない等)を与えた場合は、自動車税相当額、延滞金及びペナルティ10,000円+以降1週間経過毎に10,000円を加算し(会場休業日は除く)、出品店に請求致します。
(自動車税納付期限内は除く)